

高松市立牟礼中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、全ての生徒に関係する問題」という基本認識に立って、全ての生徒が、安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるよう、いじめを防止する具体的な対策等を講じることが大切です。

そこで、本校においては、生徒をいじめの被害者にも、加害者にもさせないよう、学校・地域・家庭・関係機関が相互連携の下、以下に定める基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を組織的に取り組みます。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの定義

この方針において、「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるものとし、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とします。

2 いじめの未然防止

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行います。全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、いじめを自分たちの問題として考えられるよう、教育活動全体を通して指導をします。そして、見て見ぬふりをすることや知らぬ顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解できるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

3 いじめの早期発見

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、生徒が示すささいな兆候や変化を見逃さないよう、教職員相互の積極的な情報交換・共有ができるよう、家庭や地域、関係機関と連携した取組に努めます。

4 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的かつ迅速な対応ができるよう校内体制を整備します。具体的に対応していく際には、被害生徒を守り通すということを最優先に考え対応するとともに、加害とされる生徒に対しては、なぜそういう行為に至ったのかを傾聴しつつ毅然とした態度で指導していきます。必要に応じて教職員全員での共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得ながら、いじめられた当該生徒や保護者の立場に立って、組織的な対応に努めます。

5 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに高松市教育委員会に報告するとともに、関係機関の協力を得て事態に対応し、再発防止に努めます。

6 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめ対応に係る指導力向上を図るため、具体的な事例に基づいて校内研修を行うとともに、校内の指導体制について再確認を行います。

第2 いじめ防止等のための組織

本校において、いじめの防止等に関する措置をより実効性のあるものとするための組織として、週1回、生徒指導委員会を行い、生徒指導担当教職員等で、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換、共通行動について話し合います。また、「牟礼中学校いじめ対策委員会」を設置します。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、女子生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、該当生徒の担任・学年主任、団生徒指導担当とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにも参加を要請し、具体策の検討および対策について協議を行います。

第3 本校におけるいじめの防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) お互いの人格を尊重し合える態度の育成

すべての子どもたちがお互いの存在を実感し、自己肯定感を育み、集団における責任感や信頼感がもてるよう、語り合いの場を通して、なかまづくりを推進します。

(2) 道徳教育及び体験活動の充実

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動の推進に努めます。

(3) 傍観者を生まない集団づくり

「人権集会」や「強めよう絆月間」等を促えて、生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

(4) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、生徒に対して情報モラルに関する

る指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。

(5) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTA や地域の方や地域の各種団体とも連携しながら、地域全体でいじめ防止の取組が推進できるように努めます。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察

すべての教職員が、生徒が示すささやかな変化も見逃さないようにして、いじめの未然防止に努めます。

(2) 「生活ノート」等を活用したいじめの把握

生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「生活ノート」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。

(3) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施します。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、選択式と記述式のそれぞれの特徴を生かし、組み合わせる実施します。

(4) 教育相談体制の整備

生徒の悩みを積極的に受け止めるため、定期的に教育相談週間を設け、教育相談を実施します。また、相談の窓口を年度当初に全校生に周知するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談も実施します。

(5) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を一層密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かしていきます。学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ110番」「いのちの電話」等の相談窓口の利用を促します。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を全力で制止します。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有できるような体制を整備します。
- ・ 事実確認を行えるよう、複数の教員で速やかに関係生徒から事情を聴き取り、事実を正確に把握し、対応を協議します。
- ・ 事実確認の結果と具体的な対策については、被害・加害生徒の保護者に連絡し、当該生徒への指導や具体的な対応策について説明を行い、再発防止に努めます。
- ・ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに高松市教育委員会に報告するとともに、関係機関の協力を得ながら対応します。

(2) いじめられた生徒と、その保護者への支援

- ・ いじめられた生徒から、事実関係の聴き取りを行う際には、いじめられた側の立場に立って聴取を行います。
- ・ 具体的な対応にあたっては、生徒の個人情報の取扱い等に留意して対応できるよう配慮を行います。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、当該生徒・保護者が不安を抱かないよう人間関係には十分に配慮した上で、迅速に指導内容や今後の対応等具体的な対策について説明を行います。
- ・ いじめられた生徒にとって不安を抱かせることがないように、人間関係を十分に把握し、本人にとって信頼がおける人物（親しい友人や教職員、家族等）を核としながら、いじめられた生徒に寄り添える体制づくりに努めます。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の支援を得ながら対応します。
- ・ いじめが解決したと思われる場合であっても、継続的に当該生徒への人間関係を把握した上で、見守り体制をとり、定期的に当該生徒の情報を共有しながら支援が行えるよう努めます。

(3) いじめた生徒への指導と、その保護者への助言

- ・ いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行うとともに、なぜその行為に至ったかを十分に傾聴します。
- ・ 具体的な対応にあたっては、当該生徒の個人情報等の取扱いに十分に配慮して対応を行います。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、その行為がいじめとなっていることを認識させ、直ちにやめるよう指導し、再発防止に努めます。
- ・ 具体的な指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者へ事実関係や今後の対応について説明し、その行為に至った経緯に傾聴しつつ、保護者の協力を求めるとともに、必要に応じて保護者に対する助言も行います。
- ・ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合やそのいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、関係機関等と相談・連携して対応します。

(4) 全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを周知徹底できるよう機会あるごとに全体指導を行います。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、傍観者もいじめをしていたことに他ならないとの認識を指導し、自分の問題として考えることができるよう指導啓発を行います。
- ・ すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

第4 重大事態への対応

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態を認知した場合は、直ちに高松市教育委員会に報告するとともに、関係機関の協力も得ながら対応します。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「牟礼中学校いじめ対策委員会」を開催し、アンケート等の方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

第5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解に努めます。

国の「いじめの防止のための基本的な方針」や「かがやく笑顔をとりにどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力の向上に努めます。

第6 その他

この基本方針は、より実効性の高い取組を実施するために、いじめの防止等に関する県や市の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。